

特定商取引法に基づく表記

ノレル自社型新車車プラン（所有権移転有）※もらえる新車プラン

ノレル自社型中古車プラン（所有権移転有）※もらえる中古車プラン

役務提供事業者

株式会社IDOM CaaS Technology

代表者

代表取締役社長 山畑 直樹

所在地

〒150-0041 東京都渋谷区神南一丁目19番4号

電話番号

0120-355-018

[受付時間]10：00～20：00（年末年始などの特別休暇を除き、年中無休）

電子メールアドレス

norel@glv.co.jp

運営責任者

山畑 直樹

◆役務の対価

リース料は車種・グレードごとに WEB サイト (<https://norel.jp/search/>) に記載しております。

ご契約自動車のお引渡しにかかる費用（登録諸費用並びに運搬費はリース料に含まれています。）

- ・原状回復費用

万一、ご利用中に対象自動車が増傷して返却をする場合（満期時の名義変更に伴う一時的な返却を含む）、利用規約第35条、第50条、第54条の定めに従い原状回復費用をお支払いいただく必要があります。

◆当社に対して支払う費用以外でお客様が負担する必要のあるもの

- ・自動車保険（任意保険）料
- ・交通事故によって発生する費用（その交通事故がお客様の責によるものか否かは問いません）
- ・燃料の費用
- ・駐車場代等保管場所の確保にかかる費用
- ・タイヤ、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、ブレーキオイル、ウォッシャー液、各種電球類、ブレーキパッド、ワイパーゴム、その他消耗品の点検、補充及び交換に要する費用
- ・道路運送車両法に定める日常点検整備及び定期点検整備に要する費用
- ・自賠責保険料、自動車重量税および継続検査に要する費用

※定期点検整備とは法定12ヶ月点検や法定24ヶ月点検（車検）のことを言います。

- ・対象自動車等についてメーカーからリコール等の措置を受けるために要する費用
- ・法令違反の行為に対して法令に基づき課せられる罰金、科料、過料または反則金
- ・火災、地震、台風その他の天変地異またはお客様の責に帰すことのできない事由によって生じた不具合または故障に対する整備、修理および部品交換の費用
- ・対象自動車の経年劣化を原因として発生した故障の整備、修理および部品交換の費用
- ・満了時の譲受に伴う、譲渡対象自動車のリサイクル料金
- ・満了時の譲受に伴う、名義変更に必要な書類の準備費用
- ・名義変更に必要な追加整備費用等（対象自動車について自動車検査証の更新が必要な場合には当該手続に必要な費用も含む。）

◆お支払い方法

- ・口座振替によるお支払い。

但し、初回のお支払い（リース料2ヶ月分相当）は銀行振込によるお支払いになります。（振込手数料は会員負担となります。）

・当社の承諾があるときに限り、前項に定める方法以外の方法によってその履行をすることができないものとします。

◆お支払い期限

- ・リース契約成立後に2ヶ月分のリース料を、個別リース契約の成立後14日以内もしくは当社が指定する期日までに、銀行振込による方法で、当社が指定する口座へお振込いただきます。その後、毎月5日（金融機関の休業日である場合は、その翌営業日）に1ヶ月分のリース料が会員の指定する口座から引き落とされます。（なお、リース契約締結後の自動車登録日をリース開始日とします。）

◆商品・役務の提供時期

- ・会員が、当社ウェブサイトまたは当社が指定する電磁的記録方法に掲載の利用規約に同意のうえお申込みいただき、お申込み後、当社が承諾した時点で、対象自動車のリース契約が締結されます。
- ・当社は、対象自動車のリース契約締結後、自動車の納車準備を開始いたします。
- ・自動車の納車時期については、リース契約の締結後に自動車登録に必要な手続き書類等を別途ご案内いたします。自動車登録に必要な書類等をご提出いただいた後、自動車登録手続きが完了する時期に当社からご連絡いたします。ここで確定する期日を自動車の引き渡し時期とします。
- ・自動車の納車時期は、自動車登録に必要な書類等をご提出いただいてから通常1～2ヶ月程度かかります。なお、納車準備の状況により納期がそれ以上かかる場合もございます。
- ・対象自動車の納車場所は、IDOMグループの店頭もしくは自動車輸送によるお客様のご自宅となります。

◆リース期間満了

- ・リース期間満了後にご契約リース自動車を返還、または本規約所定の手続により対象自動車の所有権を会員に移転のいずれかになります。

・リース期間終了後も対象自動車の使用の継続を希望する場合、リース期間満了月（但し、43条第1項但書の場合には、自動車検査証の有効期間満了日）の6ヶ月前からリース期間満了月の前々月の末日までの期間中、当社に対し、当社の定める方法により、対象自動車を自ら譲り受けることを申し込むことができるものとします。

・当社は、会員から前項の規定に基づく譲受の申込があったときは、その申込の日から10営業日以内にこれに応答するものとします。

・当社が前項について承諾をした場合、リース期間が満了した際、会員と当社との間において対象自動車の譲渡契約（以下「本譲渡契約」といいます。）が成立するものとします。但し、会員は、リース期間中、対象自動車は第三者が所有者であること、本譲渡契約においては、対象自動車の所有権は、当該第三者から当社に移転のうえ、当社から会員に移転するものであることを予め承諾します。

・当社は、本譲渡契約の対象自動車（以下「譲渡対象自動車」といいます。）について、現状有姿の状態にて引き渡すものとし、その品質、性能、有用性、技術的正確性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害等について、明示若しくは黙示、又は書面若しくは口頭を問わず、いかなる保証も行わないものとします。

・当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、会員に対し、譲渡対象自動車に関して契約不適合責任その他法令上の責任を負わないものとし、かつ、会員は、ノレル自社型新車プラン（所有権移転有）・ノレル自社型中古車プラン（所有権移転有）のリース満了時は、本譲渡契約の申込みの撤回又は成立した本購入契約の解除、又は譲渡対象自動車等の修理・交換若しくは料金の減額・返還等の請求を行うことはできないものとします。

・本譲渡契約が成立した場合、会員は、当社が指定する方法で、当社が指定する期限までに、譲渡対象自動車のリサイクル料金を支払うものとし、当該支払をもって、譲渡対象自動車に係る所有権は、その占有を移すことなく会員に移転するものとします。

・会員は、譲渡対象自動車の所有権移転に伴って、当社が指定する期限までに、45条で定めるもののほか、当社が道路運送車両法およびこれに関係する法令に基づいて行う、新規登録または変更登録および自動車検査証の記入の手續に必要な協力をするものとします。

・本譲渡契約に基づき対象自動車を譲り受ける場合、会員は、第62条第4項に定めるGPS装置等の取り外しに要する費用、譲渡対象自動車の所有権移転日が属する期間における自動車税ないし軽自動車税は負担しないものとします。

・当社は、第44条の第1項の申込を受けた場合でも、次に掲げる事由のいずれかに該当すると当社が判断したときは、その申込の拒否、又は承諾の撤回、購入契約の解除をすることができます。

- (1) 会員が第56条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 会員が第62条第3項に違反したとき
- (3) 当社が、対象自動車の所有権を所有者から取得できず、本譲渡契約に基づいて会員に対して所有権を移転することができないとき
- (4) 会員が本規約に違反しているとき、または違反したことがあるとき

◆解約

リース契約は、契約締結後一定期間内であれば無条件に契約を解除することができるクーリング・オフ制度の適用がなく、初期費用の振込後の返品・注文キャンセルはできません。ただし、初期費用の振込後納車までの間にやむを得ずキャンセルを希望の場合は、当社指定の早期解約の覚書を締結すると共に、利用料と追加精算金（10ヶ月の利用料および24ヶ月分の追加精算金）を支払うことで早期解約ができるものとします。※1

また、ご契約自動車の登録日から12ヶ月毎の契約更新をせず、早期解約を希望される場合は、自動契約更新日の前日から60日前までに、当社の指定する方法により、早期解約の覚書を締結するものとし、お客様は自動更新の30日前までに、未払いの利用料および追加精算金※2を支払うものとし、当社はこれをもって、ご契約自動車の返却の手続きを行うものとします。

例) プラン利用料37,000円(税別)の場合

(利用料37,000円×10ヵ月)+(追加精算金37,000円×24ヶ月)=1,258,000円(税別)+消費税125,800円=1,383,800円(税込)

※2ヶ月分の利用料は初期費用としてお支払済みのため、お支払いいただく利用料は合計で12ヶ月分になります。

※2. 本サービスは、12ヶ月毎の自動更新により、契約期間お乗りいただく前提で、月々のお支払額を低減・平準化し、毎月のリース料としています。契約更新月に更新をしないで終了する場合は、経過期間により下記の早期解約にともなう追加精算金をお支払いいただきます。

< 1年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加精算金
1～12ヶ月	無し

< 2年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13～24ヶ月	無し

< 3年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
25～36ヶ月	無し

< 4年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
37～48ヶ月	無し

< 5年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分
37～48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49～60ヶ月	無し

< 6年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分

37～48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49～60ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
61～72ヶ月	無し

<7年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分
37～48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49～60ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
61～72ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
73～84ヶ月	無し

◆その他の提供条件

ご契約自動車については、お客様のご負担により善良な管理者の注意をもって使用・保管のうえ管理させていただきます。

自動車保険は付帯されていないので、規約に定める基準を満たす補償内容の保険にご加入ください。

2025年2月17日制定